

# 重要事項説明書

医療

訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問下さい。

## 1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社かなえコーポレーション
代表者氏名	代表取締役 西本典子
本部所在地	大阪府茨木市郡山二丁目 27 番 13 号の 6 電話：072-641-5540
法人設立年月日	平成 23 年 4 月 20 日

## 2. 利用者への訪問看護サービスを担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地

事業所名称	ゆい訪問看護ステーション
介護保険指定事業者番号	大阪府指定 2760990271
事業所所在地	高槻市南平台五丁目 22 番 2 号
連絡先 管理者・相談担当者名	TEL：072-628-8306 FAX：072-628-8307 管理者：西本 典子 担当：西本 典子
事業所の通常の事業実施地域	高槻市の一部、茨木市の一部 事業所から直線距離で片道 5 km 未満を目途とする。

### (2) 事業の目的および運営方針

#### 【事業の目的】

疾病、負傷等により在宅において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し適正な訪問看護を提供することを目的とします。

#### 【運営方針】

利用者の意思及び人格を尊重し、心身機能の維持・回復を目指しながら生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援いたします。事業の実施にあたっては関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の医療・保健・福祉サービスと密接な連携をとることにより、地域に密着した看護サービスを提供するものとします。

### (3) サービス提供可能な日時

営業日 営業時間	営業時間は平日 8 時 30 分～17 時 00 分、 但し、訪問時間は平日 9 時 00 分から 17 時 00 分（緊急対応はこの限り ではありません） 土曜日及び日曜日並びに祝日（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休み
-------------	---

#### (4) 事業所の職員体制

正看護師	名 (常勤 名 非常勤 名)
理学療法士	0名
事務員	1名

### 3. 提供する訪問看護サービスの内容と料金、利用料について

#### (1) 提供するサービスの内容

① 病状の観察	体温・血圧・脈拍・呼吸・全身状態の観察及び医師への報告 心の健康・社会生活・生活動作・病気の予防などの助言 重症時の看護とご家族への介護指導
② 治療促進のための看護	採血・採尿・床ずれなどの処置 チューブ・カテーテル類の交換と管理 お薬の飲み方などの指導と相談
③ 療養上のお世話	からだの清潔・食生活の指導・床ずれ予防のお世話 日常生活動作の訓練（歩行・入浴・排泄など）と相談 療養環境の整備相談やご家族への介護の指導 緊急時の対応・電話相談
④ リハビリテーション	看護師によるリハビリテーション

#### (2) サービスの提供方法

- 主治医の指示及び利用者の心身の状況を踏まえて、療養上の目標を掲げ、達成に向かい計画的な訪問看護を提供します。
- 主治医に対する報告書の作成を行います。
- 利用者の同意を得た場合には、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行います。

ゆい訪問看護ステーションは 第三者評価は受けておりません。

(3) サービスの料金と利用料 (令和2年1月現在)

医 療 保 険

サービスの料金と利用料	
医療保険での訪問看護を利用できる方	主治医が訪問看護の必要を認めた方で、 ① 介護保険の対象でない方 ② 介護保険の利用対象者のうち厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方 (がん末期、急性増悪期など)
利用料金 (保険適用)	後期高齢者医療 1割、2割、3割 健康保険 3割 (24時間連絡体制加算、重症者管理加算、ターミナルケア療養費等の加算があり情報提供療養費も同意を得て算定します)
長時間の訪問及び営業時間外訪問(自費)	9:00~17:00 (30分につき) 1,100円 6:00~9:00 17:00~22:00 ( " ) 2,200円 22:00~6:00 ( " ) 3,300円 ※長時間とは、長時間訪問看護加算の対象でない方の1時間半以上の訪問の場合です。
交通費	緊急訪問時、タクシー使用の場合実費をいただきます。 実施地域外で片道5km以上の場合440円/1回の訪問に付きいただきます。

① 基本療養費等について

以下に示すものは保険請求額であって、ご利用者負担額は以下の料金に訪問回数を乗じたもののうちの負担割合の額(1割、2割、3割)です。

イ) 基本療養費は訪問看護ステーションが、かかりつけ医の訪問看護指示書と訪問看護計画に基づいて訪問看護を行った場合算定されます。

(訪問看護基本療養費)

基本療養費(Ⅰ)	
週3日以内	5,550円
週4日以降 ※	6,550円
基本療養費(Ⅱ) ※	
(1) 同一日に同一建物に2人訪問した場合	
週3日以内	5,550円
週4日以降	6,550円
(2) 同一日に同一建物に3人以上訪問した場合	
週3日目まで	2,780円
週4日目まで	3,280円
基本療養費(Ⅲ) ※	
外泊時	8,500円

→※厚労省大臣の定める疾病、特別指示のあった場合に限る。

→※基本療養費(Ⅱ)とは、同一建物居住者に同一日に訪問した場合です。(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、特別老人ホーム、マンションなどの集合住宅)

→※基本療養費(Ⅲ)とは、外泊時の訪問です。(厚労省大臣が定める疾病等は2回まで算定可)

(精神科訪問看護基本療養費)

精神科訪問看護基本療養費 (I)			
週3日以内	30分未満	4,250円	
	30分以上	5,550円	
週4日以降	30分未満	5,100円	
	30分以上	6,550円	
精神科訪問看護基本療養費 (II)		H30年4月に廃止	
精神科訪問看護基本療養費 (III)			
同一日に2人 週3日目まで	30分未満	4,250円	
	30分以上	5,550円	
週4日目まで	30分未満	5,100円	
	30分以上	6,550円	
同一日に3人以上 週3日目まで	30分未満	2,130円	
	30分以上	2,780円	
週4日目まで	30分未満	2,550円	
	30分以上	3,280円	
精神科訪問看護基本療養費 (IV) ※		外泊時の訪問です	8,500円/日

※厚生労働大臣が定める特別管理の状態等の利用者の場合は入院中2回まで算定できます。

ロ) 難病等複数回訪問加算は1日に複数回の訪問看護を行った場合に算定されるものです。

※厚労省大臣の定める疾病、特別指示のあった場合に限る。

難病等複数回訪問加算	1日のうち2回目訪問時	4,500円
	1日のうち3回以上訪問時	8,000円

ハ) 長時間訪問看護加算は、下記対象者で90分を超える訪問を行った場合加算されるものです。

- ・人工呼吸器を使用していない15歳未満の超重症児又は準超重症児
- ・特別訪問看護指示期間にあるもの
- ・特別管理加算の対象者

長時間訪問看護加算	5,200円 (週1回)
-----------	--------------

長時間精神科訪問看護加算も同様 週1回を限度とし15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満で厚労省大臣の定める特別管理の状態の場合週3回が限度。

二) 夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算は時間外訪問を行った場合に加算されるものです。

6時～8時 及び 18時～22時	2,100円
22時～6時	4,200円

ホ) 緊急訪問看護加算は患者の緊急の求めに応じて在宅療養支援診療所の医師の指示により、訪問看護を行った場合、以下の金額が加算されるものです。

緊急訪問看護加算	負担割合	1割の方	2割の方	3割の方
	月1回	2,650円	270円	530円

へ) 乳幼児加算・幼児加算は6歳未満の乳幼児等の在宅患者等への訪問を行った場合に加算されるものです。

乳幼児加算（3歳未満）	500円/日
幼児加算（3歳以上6歳未満）	500円/日

ト) 複数名訪問看護加算は同時に複数の看護師等による訪問看護を行った場合に加算されるものです。

看護師等	4,300円/（週1回まで）
看護補助者	3,000円/（週3回まで）

※がん末期等、厚生労働大臣が定める疾病等に対しては回数制限はありません。

## ② 管理療養費について

イ) 管理療養費は利用者又は家族等との電話連絡、療養に関する相談、そして訪問看護の提供に必要な計画的な管理に要する費用のことです。

管理療養費	月の初日	7,400円
	2日目以降	2,980円

## ロ) 24時間対応体制加算

電話等により看護に関する意見を求められた場合常時対応でき、かつ緊急時に必要に応じて訪問を行える体制にあり、地方社会保険事務局長に届け出て受理されており、訪問看護ステーションの看護師が利用者に当該体制にある旨を説明し、同意を得てその体制を実施した場合に加算されます。

※24時間対応体制連絡先の電話番号をお渡ししています。

24時間対応体制加算	月1回 5,400円
------------	------------

## ハ) 特別管理加算 I・II

以下の管理料を算定している方、又は以下の医療器具を使用している方であって、その管理に配慮を必要とする場合算定します。

特別管理加算 I	月1回 5,000円
在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	
特別管理加算 II	月1回 2,500円
在宅自己腹膜灌流指導管理料	在宅血液透析指導管理料
在宅酸素療法指導管理料	在宅中心静脈栄養法指導管理料
在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	在宅自己導尿指導管理料
在宅人工呼吸指導管理料	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
在宅自己疼痛管理指導管理料	在宅肺高血圧症患者指導管理料
在宅患者訪問点滴注射管理指導料	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

## 二) 退院時共同指導加算

保険医療機関等又は介護老人保健施設に入院中又は入所中で訪問看護を受けようとする患者様に対し、退院又は退所に当たって、当該主治医と訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合算定されます。

退院時共同指導加算	6,000円
-----------	--------

#### ホ) 退院支援指導加算

厚生労働大臣が定める疾病、気管切開を受けておられる患者様、末期の悪性腫瘍の患者様、真皮を超える褥瘡の状態にある患者様、点滴注射管理指導の算定者様に対し、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に加算させていただきます。

退院支援指導加算	6,000 円
----------	---------

#### へ) 在宅患者連携指導加算

利用者の同意を得て 訪問保険医療機関、歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局等と文書により連携し療養指導を行った場合加算させていただきます。

在宅患者連携指導加算	3,000 円
------------	---------

#### ト) 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅療養を行っている患者様の急変に伴い、関係する医療従事者と共同で患者に赴きカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に加算させていただきます。

在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000 円 (月 2 回)
------------------	-----------------

### ③ 訪問看護ターミナルケア療養費

当該主治医との連携の下に、利用者が終末期の訪問看護サービスを継続して最後まで受けた場合に算定させていただきます。(在宅以外での死亡は対象外) 利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族に対して説明した上でターミナルケアを実施した場合に加算させていただきます。(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に死亡した場合も含む 死亡月に 1 回限り算定)

訪問看護ターミナルケア療養費	20,000 円
----------------	----------

### ④ 情報提供療養費

情報提供療養費は、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センターからの要請で、利用者の同意を得て 訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。これは、訪問看護ステーションと市町村等の実施する保健福祉サービスとの有機的な連携を強化して、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することを目的としています。

情報提供療養費	月 1 回 1,500 円
---------	---------------

#### 4. 自費での利用料について

	サービスの料金と利用料	
保険外サービスの 利用料金	9:00～17:00 (30分につき)	3,300円
	6:00～9:00 17:00～22:00 ( " )	4,400円
	22:00～6:00 ( " )	5,500円
※保険外サービスとは、入院中の外泊時や死亡された後の訪問です。		
長時間の訪問 及び	9:00～17:00 (30分につき)	1,100円
	6:00～9:00 17:00～22:00 ( " )	2,200円
	22:00～6:00 ( " )	3,300円
※長時間とは、長時間訪問看護加算の対象でない方の1時間30分以上の訪問の場合です。		
日曜・祝祭日	1回につき 3,300円 (医療保険利用の方)	
キャンセル料	2,000円 ※訪問時間までに連絡なく、訪問不在の場合請求します。	
死後の処置料	11,000円 (保険適用外)	

#### 5. サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いしてご説明いたします。

##### (2) サービスの終了

###### ①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに文書でお申し出ください。

###### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

自動終了 (以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合  
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

###### ③ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

#### ④ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

### 6. 利用料、その他の費用の請求及び支払について

利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月の訪問日に利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払ください。</p> <p style="margin-left: 40px;">ア) 現金支払い</p> <p style="margin-left: 40px;">イ) 事業者指定口座へのお振り込み  りそな銀行 高槻富田店 普通預金 1411176  口座名義 (株)かなえコーポレーション  ゆうちょ銀行 記号：14090 番号：52323771  口座名義 株式会社かなえコーポレーション  ・専用の振り込み用紙あり（振り込み代150円ご負担をお願いします）  ・ゆうちょ口座の引き落としあり</p> <p>イ お支払を確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>

### 7. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 8. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 9. 訪問中における緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に病状の急変などが生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求めるなどの必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応について

利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、地方社会保険事務局長、市町村長又は健康保険組合、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

### 賠償責任について

事業所はサービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にその損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

## 11. ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問予定変更を希望される場合は、必ず当日朝までにご連絡をお願いいたします。
- 看護師等に対する贈り物や、飲食等のもてなしはご遠慮させていただいております。

## 12. 訪問看護に関する相談、苦情について

### 苦情処理の体制及び手順

- 利用者からの相談または苦情等に対応する相談対応者を設けています。  
担当者：西本 典子
- 相談又は苦情がありました場合、内容を十分に聞き、早急に事情の調査確認を行います。改善が必要と認められる場合は、必要な対応を図ると共に 今後そうした問題が起きないように改善策を講じます。

【事業所の窓口】 ゆい訪問看護ステーション	所在地：高槻市南平台五丁目 22-2 TEL: 072-628-8306 FAX: 072-628-8307 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
【市町村の窓口】 高槻市役所介護保険給付課	所在地：高槻市桃園 2-1 TEL: 072-674-7181 FAX: 072-674-7183 受付時間 月～金曜日 8:45～17:15
茨木市役所介護保険課	所在地：茨木市駅前 3-8-13 TEL: 072-620-1639 受付時間 月～金曜日 9:00～17:15
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪府中央区常盤町 1-3-8 TEL: 06-6949-5418 FAX: 06-6949-5417 受付時間：9:00～17:00

### 重要事項説明の同意書

重要事項の作成日	令和 3年 5月 1日
重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
説明を実施した場所	自宅・訪問看護 ST・病院・その他 ( )

事業者	所在地	茨木市郡山二丁目 27 番 13 号の 6
	法人名	株式会社かなえコーポレーション
	代表者名	代表取締役：西本 典子
	事業所名	ゆい訪問看護ステーション
	説明者氏名	

重要事項の内容についての説明を受け承しました。

利用者	住所	
	氏名	
署名代理人	住所	
	氏名	